



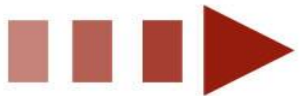
京都市長 門川大作様

法定外新税 導入に向けた提言書

調査項目

法定外新税の検討

- 1 - 1 イタリア・ミラノ宿泊税
- 1 - 2 日本・東京宿泊税
- 2 イタリア・観光バス税



脆弱な市財政再建の一策

それは・・・

法定外新税の導入

地方に自主課税権を容認したもののほとんど導入実績がない。

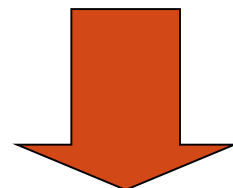
しかし、分権化を進めるならば最優先に検討を進めるべき課題である。

市政課題から検討すると・・・

なぜ観光客のために
我々の税金が使われるの？
納得感の欠如

景気動向不安定な昨今
市民への増税は経済的難あり
市民増税回避

観光客は増加の一途
インフラ整備はまだまだ必要
インフラへの投資

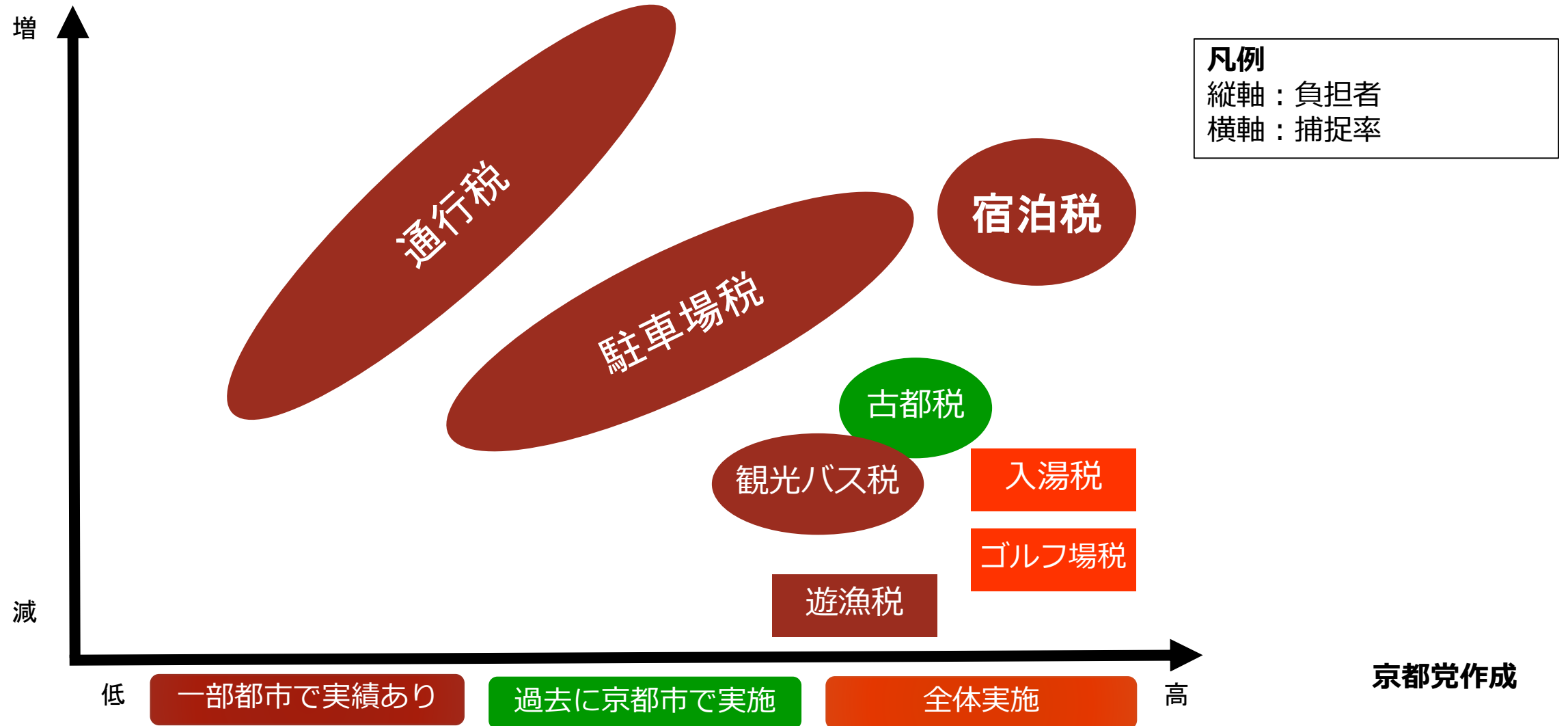


観光税の導入

観光インフラの整備を市民の税金だけで進めるのには限界。

受益者負担の観点から観光客に一定の負担を頂くのがいいのではでしょうか。

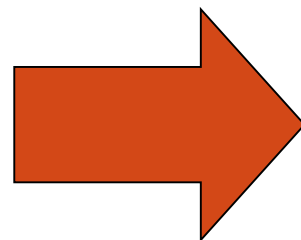
負担者と捕捉率からみた観光税分類



総括すると

宿泊税

- 税の捕捉がし易い。
- 負担者が多い。
- 負担感が少ない。
- 市民にしわ寄せが起こらない。
- 実績が多く効果検証が出ている。



**検討する
最優先テーマでは
ないでしょうか。**

ということで、具体的に宿泊税先進都市イタリアの事例研究をご覧ください。

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●イタリア宿泊税・概要 1 ●

- 課税主体 : **観光地指定した自治体**

(課税は自治体の判断。課税可能自治体は3935,2013年時点導入は492)

- 課税標準 : **宿泊数**

- 税率 : **星の数に応じ一泊5€上限・5泊まで**

- 納税義務者 : **宿泊者 (条例で例外規定あり)**

- 徴税義務者 : **宿泊形態施設の運営者**

(H,B&B,キャンプ場、レジデンス、旅行者への部屋貸し等も含む)

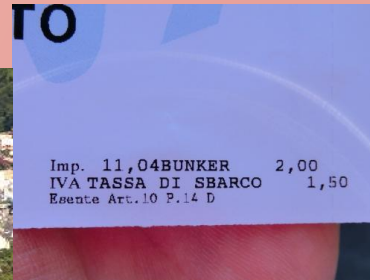
- 種類 : **間接税**

- 税収 : **9000万€ (2012年121億円)**

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●イタリア宿泊税・概要 2 ●

- 目的：観光立国として、ごみ処理、観光施設整備等受け入れ体制を整える為の目的税
- 過程：税額、減額・免除等については自治体で決定し議会で可決。



入島税

小さな島は宿泊税代わりに最大 1.5 €を課することができる。旅客船運搬会社が特別徴収義務者として、チケット代と一緒に徴収。

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●イタリア宿泊税・概要 3 ●

● 1910年 : 宿泊税導入

温泉地・保養地・海水浴場を有する自治体へ課税権限を付与。

施設の改善,拡張等の必要経費として独占的に使用。

● 1938年 : 宿泊税、観光地へ拡大

● 1989年 : 宿泊税廃止 (90年W杯開催を前に)

● 2010年 : 宿泊税、再導入 (ローマ市のみ対象、一泊最大 1 0 €)

● 2011年 : 全国へ拡大 (現行)

※背景

2008年ベルルスコーニ首相による固定資産税（地方税）廃止により地方財政は困窮。（但し2012年、国税として固定資産税は復活する。）さらに国家財政ひっ迫の為、地方交付金が大幅に削減される代わりに地方税の増税が認められ、2011年、宿泊税の新設が認められた。

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●ミラノ宿泊税概要●

創設： 2012年6月19日

課税： 別表参照（非ミラノ市民対象）

税収： 月300万€（約4.5億円） 2014年度3550万€・市税収入の3%

目的： 都市やコミュニティー全体としての文化的社会的な成長過程において観光が戦略的役割を果たすという認識の下導入決定。宿泊客が行政から受ける芸術・文化遺産を促進する為の各種政策の受益者ということを経由理由にあげる。

用途： 芸術的遺産保存の為、博物館、記念碑、建造物の修復に支出。

また、東京での観光見本市への出展など文化的会議等観光客サービス向上の為の財源

ホテル区分	税率
★・その他の施設	2€
★★	3€
★★★	4€
★★★★・ ★★★★★	5€



改修中のドゥオモ

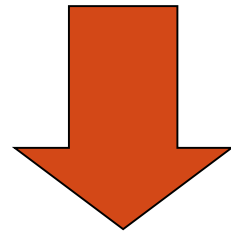
1 イタリア・ミラノ宿泊税

●ミラノ宿泊税検討にあたって●

- もともとミラノの客層はほぼビジネス
「観光客は抵抗あるだろうが、ビジネスは払えるだろう」
- そもそも客層の大半は外国人
外国人は宿泊税への抵抗が薄い。

ヨーロッパでは馴染みの
ある宿泊税
スペイン1泊あたり
0.55~2.73€
フランス（パリ）1泊あ
たり0.82~4.40€

結局、業界の反対はあったが、
導入後、予想に反して



ここ5, 6年で3・4星ホテルが30%
増加。また宿泊客の大半が3・4星に
泊まるため、導入2年で値上げ断行

宿泊客は全く減っていない!!

ホテル区分	税率
★・その他の施設	1→2€
★★	2→3€
★★★	3→4€
★★★★・ ★★★★★	4→5€

5つ星は変わらず。

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●ミラノ・宿泊税・スター課税制度●

●誰が決めるのか？

サービスの種類に応じ、県の検査官による検査により決定（但し、課税目的ではない）

★捕捉率はほぼ100%!!

テロの多いイタリアでは、宿泊者名簿の記載義務付けられている。パスポートか身分証（国内）を提出させる為、ほぼ捕捉できるようだ。

星の数は変動しないの？

ほとんどのところは不変だが、星の少ない所は時々変更有。

宿泊税対策で低い星を取る動きはないの？

ホテルはあくまで高い星を維持したい為ほぼ皆無。5つ星では宿泊税そのものを自己負担する動きも有。

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●ミラノ・減免について●

- 減額 : 8月（ローシーズン）は50%減額
1,000人以上の重要会議は20%減額
- 免除 : 18歳未満・障がい者及び介助者
 - ・14日以上のRTA（非営利団体のレジ）滞在者
 - ・療養施設に宿泊する者およびその付き添い
 - ・任務遂行の為宿泊する軍隊
 - ・30歳以下のユースホステルに宿泊する者
 - ・26歳未満の大学施設に宿泊する大学生
 - ・天災時の救助ボランティア

例えば、四つ星だと5€ = 650円
3泊で約2000円が減免される。

自治体の裁量は
課税額、減免のルール作り

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●各自治体の課税基準●

ボローニャ	税率
一泊1～30.99€	1€
一泊31～70.99€	1.5€
一泊71～120.99€	2.5€
一泊121～200.99€	4€
一泊201～	5€
最大5泊まで。6泊以上は免除、14歳以下は免除(証明書要)	

シエナ	3～10月	11～2月
★	2.5€	1.5€
★★	2.5€	1.5€
★★★	2.5€	1.5€
★★★★	2.5€	1.5€
★★★★★	5€	3€
歴史的建造物	5€	3€
12歳未満は免除	泊数規定なし	

ローマ	税率
★	3€
★★	3€
★★★	4€
★★★★	6€
★★★★★	7€
泊数規定	最大10泊
9歳以下は免除 25名以上のグループのドライバー・添乗員は免除	

ヴェニス2～12月	ヴェニス本島	リド島等	メストレ等
★	1€	0.9€	0.7€
★★	2€	1.8€	1.4€
★★★	3.5€	2.8€	2.45€
★★★★	4.5€	3.6€	3.15€
★★★★★	5€	4.5€	3.5€
1月1日～6日含む次の日曜までと、上記がハイシーズン ハイシーズン以外は課税額70%、いずれも最大5泊 10歳以下免除、11～15歳は課税額50% 25名以上のグループのドライバー、添乗員免除。			

1 イタリア・ミラノ宿泊税

● 宿泊税構成のポイント ●

- 課税区分を星の数方式？宿泊費方式？
- 課税額はどの程度が適切か？
- シーズン区分を作るのか？
- 減免対象をどこまで広げるか？
- 宿泊者数、減免対象をどの様に正確に捕捉するか？

ミラノ市役所にて
観光担当者と通訳
ドゥオモからの市内風景



1 イタリア・ミラノ宿泊税

●宿泊税課題 1 ●

使用用途が不明確！納得感の欠如

- 「ピサ市の観光促進と業界の為に有効利用される10万€はピサ市の宿泊税収入300万€のごく一部。観光業の為に投資されるべき」※1
 - 「宿泊税の使用目的が漠然、規定の拡大解釈を容易にさせている」※2
- (宿泊税の使用目的として「宿泊施設維持、文化財及び景観の維持・再生、それに官関連する公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政支援を目的とする」・・・宿泊税法4条一項)
- ローマでは都市再開発名目でホテルに還元されるため宿泊税を受け入れたが、今のところ還元はない」※3

ミラノは、厳格に運用している為、不満は極めて少ないようである。

**目的税は目に見える投資を行うべし
特に徴収者は文化財投資より観光への投資を求めている**

※1 ピサ商業同盟役員・2012・80GNISSETTE（トスカーナの情
報紙）記事

※2 イタリアホテル業連盟・
2013・7「宿泊税」内記事より

※3 2013・7・20LINKIESTA
（政経専門サイト紙）記事より

1 イタリア・ミラノ宿泊税

●宿泊税課題2●

●緩和措置

「既に大手ツアーオペレーターとホテルとで交わした契約を考慮せず導入され、契約済みの料金にまで影響が出ている。旅行者が宿泊税の安い宿泊所を選択する」※1

●旅行者側

「宿泊税に文句をいい、支払いを拒否するケースが多い」※1

「宿泊税はキャッシュ。クーポンに含めることやカードでの支払いが出来ず宿泊客ともめる心配がある」※2

ミラノの場合、オンラインシステム開発の設計が大きな課題だったが現在は事業者が全てサイト上で処理出来る

**事業者に対する緩和措置と事務手続きの簡素化は重要。
ポイントは業者の説得とシステム開発！**

※1 イタリアホテル業連盟・

2013・7「宿泊税」内記事より

※2 2011・9・6 日経新聞より

1 - 2 東京宿泊税

● 宿泊税の概要 ●

- 施行：平成14年10月1日
(平成13年12月19日成立)
(法定外新税の為、地方税法731条に基づく)
- 目的：国際都市東京の魅力を高めるとともに、立ち遅れた観光振興のための事業、例えば、旅行者に分かりやすい案内標識の整備、観光案内所の運営、観光情報の提供、観光プロモーションなどの経費に充てるため、東京都が独自に課税をする。



1 - 2 東京宿泊税

● 宿泊税の概要 ●

- 施行 平成14年10月1日（平成13年12月19日成立）

導入までの流れ

- 平成12年11月 平成12年度都税調答申発表
- 平成13年11月 ホテル税導入発表
- 12月 条例案提案、審議、成立
- 総務大臣協議開始
- 平成14年03月 総務大臣同意
- 04月 条例公布
- 10月 施行

法定外新税の為、
地方税法731条に基
づく総務大臣との協
議期間を相当要する
ことから施行日は規
則で定めた。

1 - 2 東京宿泊税

● 宿泊税の概要 ●

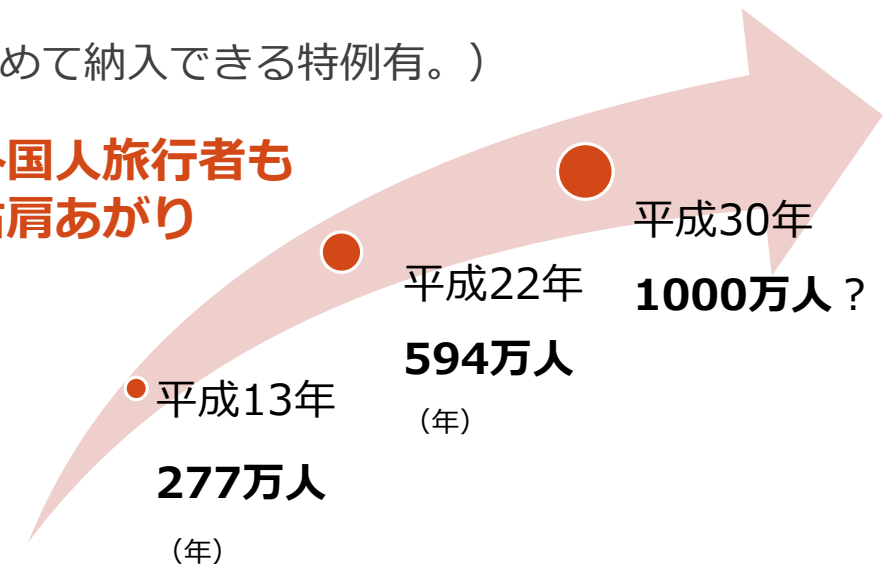
- 納税義務者 : **ホテル等の宿泊者**
- 特別徴収義務者 : **ホテル等**
- 課税対象 : **旅館業法に規定するホテル営業又は
旅館営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設**
- 申告納入 : **末日締めで前月分の税額を申告納入**

(但し、一定額以下の場合は3か月まとめて納入できる特例有。)

※修学旅行やビジネス利用などの観光目的以外の宿泊にはできるだけ税負担を求めないため一万円以下は課税対象外。

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円未満	非課税
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

外国人旅行者も
右肩あがり



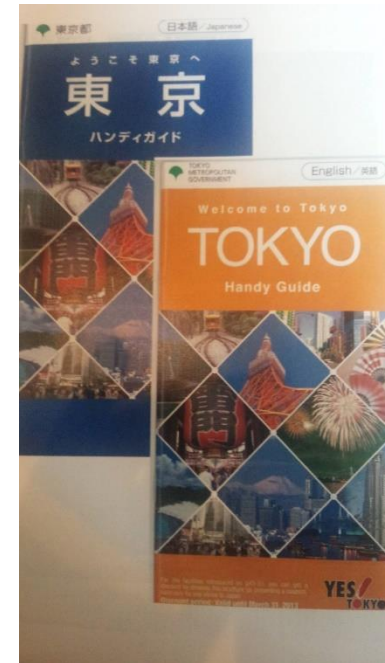
1－2 東京宿泊税

●宿泊税の使途●

税収は全額観光振興施策へ充てられる

【平成24年度実施事業】

- 施設割引券付ウェルカムカード（8言語9種類）
- コンベンション誘致活動費用
- バリアフリー化費用
- 観光案内所運営
- 緊急災害時外国人対応促進事業
- 東京一人歩きサイン計画



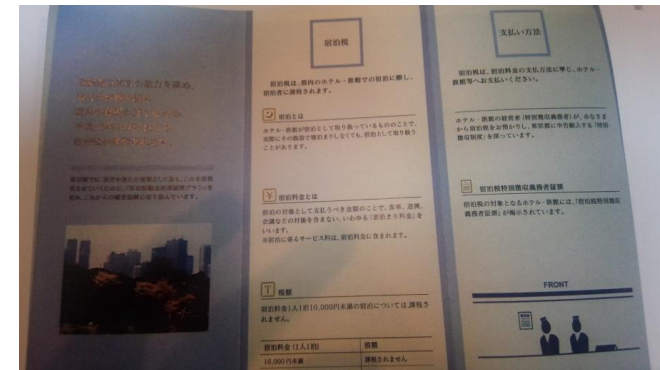
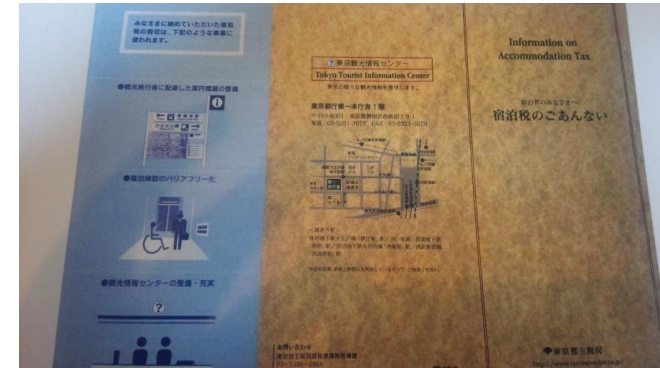
1 - 2 東京宿泊税

● 宿泊税の周知 ●

施設には特別徴収義務者証票を交付、見やすい所に掲示



リーフレットの頒布(日英中韓)、その他広報媒体等で告知



1 - 2 東京宿泊税

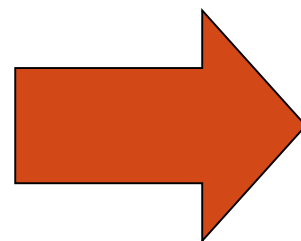
●結論●

一定の受益者負担は必要。京都でも早急な設置が望まれる！

- 市民の観光振興政策、観光客に対する不満の解消
- 受益者負担による負担の公平化
- 日本の観光資源への力の結集

**ポイントは
政策の見える化**

特に徴収事業者へのメリット



徹底した見える税の使途！
石畳事業、電柱地中化
交通インフラ対策など

1－3 もし京都に宿泊税があったら

シミュレーション1

平成23年度の東京の宿泊者数は約4153万人、対して京都府は約1441万人、東京都の平成23年度の宿泊税が約10億円、京都府では4億円程度の税収？

	ホテル営業 (年度末現在)		旅館営業 (年度末現在)	
	施設数	客室数	施設数	客室数
東京都	684	96113	1260	44778
京都府	200	21210	746	10835

東京都と京都府の宿泊施設数
(平成23年度)

シミュレーション2

京都市の試算では・・・**2.7億円** (平成27年3月予算委員会 門川市長答弁)
ですが・・・

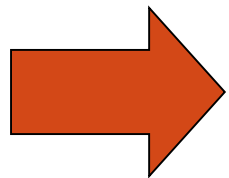
1 - 3 もし京都に宿泊税があったら

シミュレーション3

スター課税方式を導入した場合

東京では非課税ホテルも多いが、全てのホテルに課税され、高ランクホテルでは東京の3倍程度の課税が可能。

課税標準額、格付けの考え方によるが、少なくとも京都市試算の3～4倍程度の収入が見込めるのではないかな？



10億円程度の観光目的予算が
捻出できる可能性あり

1－3 宿泊税

●宿泊税・結論●

- 1、内税禁止、現地でキャッシュ支払いのみ
- 2、事務処理簡素化
- 3、顧客サービス向上と増収の側面から格付け方式
- 4、観光事業整備に限定した目的税化

上記を満たして実施すべきである。

是非とも前向きにご検討頂きたいと存じます。

2. 社会問題化している観光バスについて

そもそも、観光バスとは・・・

環境負荷の少ない大型運送
という位置づけで公共機関
に準じるものなのか？

or

排除対象なのか？

どちらと捉えるべきなのでしょう。

現状の課題

海外団体ツアー増
観光バス大幅増加

交通渋滞
の原因

慢性的駐車場
不足

微妙な位置づけ・・・
マイカー＜観光バス＜公共交通機関



最近、特に多いのが成田
入国、バス移動
関西空港出国というバス
縦断ツアー

ちなみにイタリアでは・・・

観光バスは基本的に 迷惑輸送機関

と捉えられています。
具体的に見て参りましょう。

2 イタリア・ミラノ観光バス税

●観光バス税のポイント●

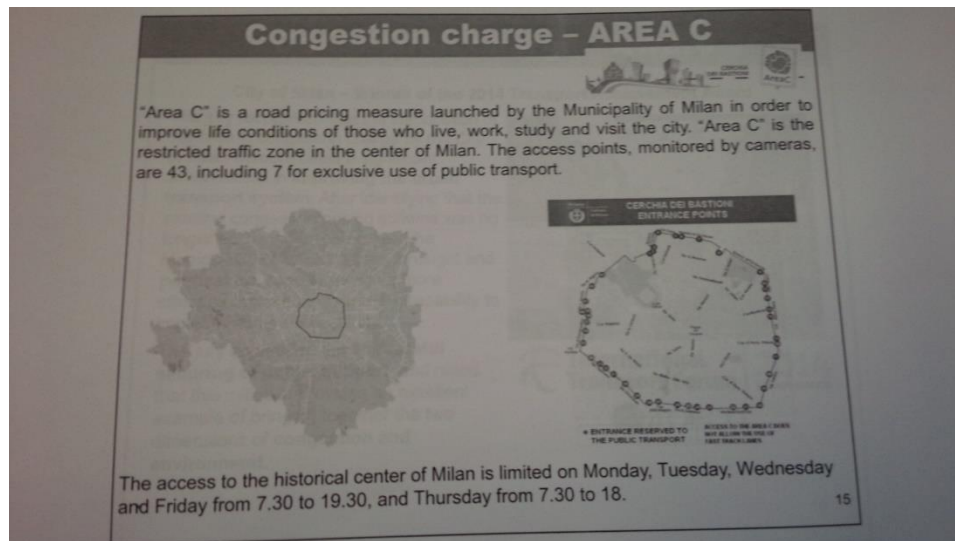
- 目的：市内から観光バスを締め出したい
- 現状：バスが入ってきては行けないところに入ってくる。
無秩序に駐停車する。
- 取組：エリア入場に課金し停車場等も指定する
- 課金：エリアC内への流入に10€ + 1時間3€
- 徴収：ロードプライシング方式（RP既に導入済）



大量に停車する観光バス
ブレア地区にて

2 イタリア・ミラノ観光バス税

●観光バス税・ミラノの公共交通●



エリアCへの流入は制限され、
街中はカーシェアリング、レンタサイクル、
地下鉄、巨大なトラム網、バス、トロリーバス
など公共交通システムが構築されている。

観光バス・ロードプライシング
12人以上の小型バス 10€+観光バス税



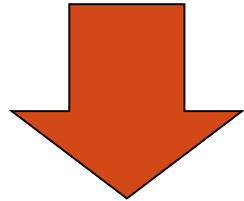
連結型トロリーバス、トラム
レンタサイクル(上から)

2 イタリア・ミラノ観光バス税

●観光バス税のポイント●

- ベネチア : エリア内への流入に280～470€
- ローマ : ゾーン別ごとに151～191€
- フィレンツェ: 180～270€

(排気量、環境汚染度(車の新旧等)、サイズ等により細分化)



**上記は、観光客が多すぎて困る！
課金も法外！一定の規制をかけ、
公共交通へスライドさせることが目的**

問題

- 1: 流入抑制を進めるが、パーク&ライドのような対策が全く取られていない為、事業者からは苦情が出ている。
- 2: バスツアーが高額になりがち。

(京都市会議員団海外視察報告書・ミラノ観光事業者聞き取り調書より)

2 イタリア・ミラノ観光バス税

●課題●

観光客に対する受益者負担の発想ではない為、実施すべきではない。観光バスへのルール作りの一環としての課金ならば一考余地有。

だが、個人客中心の京都では、観光バス（団体ツアー）に課金しても誘客の阻害になるとは考えにくい。



- ◆ マナー違反の罰則的課金もあり？！
- ◆ 納税者は極めて限定的！捕捉可能？！
- ◆ 駐車場整備の目的税として導入するならあり？！
- ◆ ロードプライシング以外の課金はど
うするのか？！

2 イタリア・ミラノ観光バス税

●結論●

ロードプライシングは極めて困難であるが、
一定の規制と目的税の課税は検討の余地あり。

駐車場税 としての課税が妥当

それを前提に検討する価値はあるのではないのでしょうか。

併せてご検討宜しくお願いします。